令和７年度

川越市住宅改修補助金

限度額

5万円

改修工事費用（税抜）の5％

※千円未満切捨て

①事前申請 → **（抽選 ※1）** → **②本申請 →交付決定** → **着工 ※2** → **③実績報告** → **補助金交付**

事前申請 受付期間（8時30分～17時15分（土日祝を除く））

前期	令和７年４月９日（水）	から	４月16日（水）
中期	令和７年７月９日（水）	から	７月16日（水）
後期	令和７年11月5日（水）	から	11月12日（水）

詳しくはこちら

⚠ 注意点

※１　事前申請額が予算の範囲を超えた場合には、**抽選**で交付対象者を決定します。

※２　着工した工事は補助の対象外です。必ず**工事着工前**に **②本申請** まで手続きを終えてください。

※３　住宅改修関係法令を遵守してください。（※申請者及び施工業者に**法令違反が確認された際は、補助金の返還の可能性がありますので**、ご承知おきください。）

◆電線が足場に接近等している場合、足場に触れた方に感電災害の危険があります。事業者は作業従事者の感電防止措置を講じることが定められています（労働安全衛生規則）。

◆建築物等の改修工事の発注者は、工事の施工業者に対して次のような配慮、措置等を行うことが義務付けられています（石綿障害予防規則又は大気汚染防止法）。

・工事を発注する建築物等の**事前調査**が適切に行われるよう、**石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書等）を施工業者に提供**すること。

・石綿除去等の工事を行う場合、施工業者に義務付けられる作業の実施状況の**写真撮影について許可をする**等の配慮をすること。

・石綿が使われていることが明らかとなった場合、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう、**石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事費用、工期、作業方法に係る発注条件について配慮**すること。

対象となる要件について　①～⑧全てを満たすこと

① 川越市に住民登録があること。

② 市税（市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等）に滞納がないこと。

③ 過去にこの制度の補助金を利用していないこと。

④ 市内に所有かつ居住する住宅のリフォーム工事であること。
※店舗・賃貸用住宅などは対象外です。
※マンション等の場合は個人の専有部分の工事のみ対象となります。

⑤ 市内の施工業者が工事を行うこと（実績報告時に、**市内施工業者が発行した領収書の写しを提出できること）**。
※支店・営業所が市内にある業者も対象となります。
※支店等の場合は、見積書および領収書等が**市内店舗から**発行されることが条件となります。

⑥ 工事費が20万円以上（税抜）であること。

⑦ 工期が原則、以下の期間内であること。
前期：令和７年　４月２５日（金）～令和７年　８月２９日（金）
中期：令和７年　７月２８日（月）～令和７年１０月３０日（木）
後期：令和７年１１月２１日（金）～令和８年　３月１３日（金）

⑧ 別紙「補助対象・対象外工事一覧表」の内、対象となっている工事を行うこと。

お申込み・お問い合わせ　　川越市元町１丁目３番地１（市役所本庁舎５階）
川越市 産業振興課 TEL：049-224-5934（直通）※平日 8:30～17:15

① 事前申請

必ず各受付期間に事前申請を行ってください。

事前申請受付期間

前期：令和７年　４月　９　日（水）～　４月１６日（水）
中期：令和７年　７月　９　日（水）～　７月１６日（水）
後期：令和７年１１月　５　日（水）～１１月１２日（水）

いずれも、
８時 30 分～17 時 15 分
土日祝を除く

申 請 書 類

川越市 住宅改修補助金 事前申請書	住宅の所有者が共有名義の場合は、居住している共有者全員の名義で申請してください。
改修工事見積書の写し（最新のもの）	施工業者の名称・所在地及び工事内訳が記載されているものをご提出ください。 ※ 施工業者は市内の業者に限ります。 ※ 支店等の場合は書類に、市内店舗の名称・所在地等の明記が必要です。 ※ 諸経費が工事費に一定の割合でかかる場合、根拠を明記してください。 （例：工事費の１０％など）
委任状の写し（原本は本申請時に提出）	本人・同居の親族以外の方（施工業者の担当者など）が申請される場合のみ必要です。 ※ 同住所別世帯の場合、委任状は必要となります。

申 請 方 法

産業振興課窓口（市役所本庁舎５階）
または **電子申請**

郵送での申請は
原則受け付けていません
のでご注意ください。

川越市ﾏｽｺｯﾄｷｬﾗｸﾀｰ
ときも

事前申請受付後、予算の執行状況により抽選の有無を決定します。

※事前申請は抽選の有無を判断するものです。この段階では着工はできません。

※事前申請提出後以降に、工事の中止等で**工事を実施しない場合、別途必要な手続きがありますので、必ず産業振興課までご連絡ください**。ご連絡いただけなかった場合、申請したこととして、以降利用できない場合もあります。

① 事前申請受付後から②本申請までのスケジュール
※事前申請額が予算の範囲を超えた場合は抽選となります。

前期	4/17	◉抽選実施の有無（抽選の場合は結果含む）を川越市公式ホームページに掲載します（掲載は午後3時以降を予定）。受付・抽選番号は、事前申請受付時にご案内します。 ※抽選状況は通知でお知らせしませんので、必ず川越市公式ホームページにてご確認ください。
中期	7/17	
後期	11/13	
前期	4/18 ～	◉本申請受付開始 工事着工の５営業日（※）前までには本申請をご提出ください。
中期	7/18 ～	
後期	11/14 ～	

※土日祝日を除く平日

② 本 申 請　必ず **工事着工の５営業日前まで**にご提出ください。

本申請受付期間

前期：令和７年　４月１８日（金）～　５月３０日（金）
中期：令和７年　７月１８日（金）～　８月２９日（金）
後期：令和７年１１月１４日（金）～１２月２６日（金）

いずれも、
8 時 30 分～17 時 15 分
土日祝を除く

交付決定前に着工した場合、補助金は交付できませんのでご注意ください。
本申請に不備があった場合は交付決定が工事着工に間に合わない場合がありますので、余裕をもったご申請をお願いします。

※本申請受付期間と、工期の期間は違いますので、本申請受付期間を厳守してください。

申 請 書 類

川越市 住宅改修補助金 交付申請書	住宅の所有者が共有名義の場合は、居住している共有者全員の名義で申請してください。
納税証明請求書兼証明書	【別紙】証明書発行について をご覧ください。 ※住宅の所有者が共有名義の場合は、居住している共有者全員の証明を受けてください。 ※おおむね１箇月以内に発行されたもの。
所有者の確認ができる書類 **右の⑴～⑷のうち いずれか１つ**	⑴ 令和７年度固定資産税・都市計画税納税通知書 「表紙（P1）」及び「課税資産（土地・家屋）明細書の工事箇所（P3以降）」の写し。 ただし、所有者が共有の場合は、「課税資産共有者一覧（P8）」の写しも併せてご提出ください。 ※例年５月中旬発送。発送前に申請する場合は、令和６年度分で代用可。 ⑵ 固定資産評価証明書（改修家屋分） ※【別紙】証明書発行について をご覧ください。 ※共有名義の場合は、所有かつ居住の要件を満たす全員の証明を受けてください。 ⑶ 登記事項証明書（家屋）　法務局で、おおむね３箇月以内に発行されたもの ※登記事項証明書の発行に関しては、法務局にお問い合わせください。 さいたま地方法務局　川越支局：049-243-3824 ⑷ 当該家屋の売買契約書の写し（購入後間もない場合）
改修工事箇所の図面	改修工事箇所が把握できる図面等 （間取りの変更が生じる場合のみ）
改修工事前の現場写真	改修工事着工前の見積書に記載されているすべての改修箇所の現場カラー写真　※書式は任意
委任状 （原本）	本人・同居の親族以外の方（施工業者の担当者など）が申請される場合のみ必要 ※ 同住所別世帯の場合、委任状は必要となります。
見積書	事前申請時から工事金額や工事内容に変更があったときのみ必要 **※事前申請時から見積金額が減額となった場合は、減額後の見積書で交付金額を決定します。** なお、増額になった場合は、事前申請時の見積金額が上限となります。

申 請 方 法

産業振興課窓口（市役所本庁舎５階）にて申請書類一式をご提出ください。
なお、**郵送での申請は原則受け付けていません**のでご注意ください。

交付申請後、交付決定通知書を送付します。
必ず、交付決定通知書をお受け取り後に着工してください。

③ 実 績 報 告

工事完了後 **２週間以内** にご提出ください。

工事完了期限

前期：令和７年　８月２９日（金）
中期：令和７年１０月３０日（木）
後期：令和８年　３月１３日（金）

提 出 書 類

川越市 住宅改修補助金 実績報告書	交付申請時と同じ方の名義でご提出ください。 住宅の所有者が共有名義の場合は、居住している共有者全員の名義で申請してください。
領収書の写し	領収書は市内の施工業者から発行されているもので、**業者の押印があるもの**をご提出ください。 ※支店等の場合は領収書に市内店舗の名称・所在地等の明記が必要です。
改修工事後の現場写真	改修工事完了後のすべての改修箇所の現場カラー写真　※書式は任意 ※提出済みの改修工事前の写真と対比ができる写真を、ご提出ください。
口座振込依頼書	住宅の所有者が共有名義の場合は、居住している共有者全員の名前を「債権者」欄に記入してください。
変更後の見積書	交付決定後に工事金額や工事内容に変更があったときのみ必要 ※工事金額が減額となった場合は、実際の工事金額を基に交付金額を確定します。 ※工事金額が増額になった場合でも補助金の確定額（振込額）は交付決定額が上限となります。
アンケート用紙（任意）	制度の参考とさせていただくため、アンケートにご協力ください。

提 出 方 法

① **電子申請**・② **産業振興課窓口**（市役所本庁舎５階）・③ **郵送**　のいずれか

他の住宅改修関連補助制度との併用について

川越市における当課以外の住宅改修関連補助制度

担当課	介護保険課 ☎224-6402	高齢者いきがい課 ☎224-5809	障害者福祉課 ☎224-6317		建築指導課 ☎224-5974
制度名	介護保険住宅改修費支給制度	在宅高齢者居宅改善費助成金	日常生活用具費支給制度	重度身体障害者居宅改善整備費補助金	既存建築物耐震改修補助金交付制度

※各制度の詳細については、各担当課に直接お問い合わせください。
※改修工事の対象箇所を分けることで、上記各制度と住宅改修補助金を併用できる場合があります。
ただし、**同一箇所（例：浴室内で工事内容の切り分け）の工事は併用できません。**

国（国交省・経済産業省・環境省）における住宅省エネ キャンペーン

国では、断熱窓への改修や高効率給湯器の導入等、省エネを推進するための
各種補助事業を行っています。住宅改修補助金との併用も可能です。

住宅省エネ 2025 キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口　☎0570-022-004

詳しくはこちら

住宅修繕・リフォームに関する相談について

市内建設事業者団体による住宅の修繕・増改築・付帯設備工事に関する相談を行っています。
詳しくは、広聴課までお問い合わせください。　　広聴課（直通）　☎224-5022